

⇩ 平成18年度の不服申し立て

Q : 国税庁から、平成18年度の不服申し立ての概要が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 納税者の主張が少しでも認められたものは、全体の10%余りでした。

【解説】

国税庁と国税不服審判所、さきごろ不服申し立て及び訴訟の概要を公表しました。

それによりますと、異議申し立ては、4,301件で前年比200件の減となっており、税目別に見ますと、所得税が1,340件で前年比245件の減、法人税が595件で前年比85件の減、相続税・贈与税が339件で前年比135件の減となっているのに対し、消費税が1,269件で前年比172件増、源泉所得税が185件で前年比91件増、徴収関係が572件で前年比6件増となっています。

このうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたものが411件(一部取消しが342件、全部取消しが69件)で、全体の10.2%でした。

審査請求では、発生件数が2,504件で前年比459件の減でした。

税目別では、所得税が717件で前年比260件の減、源泉所得税が53件で前年比6件の減、法人税が429件で142件の減、相続税・贈与税が205件で前年比102件の減、消費税が596件で192件の減に対し、徴収関係だけが501件の268件の増でした。

このうち、納税者の主張が何らかの形で受け入れられたものは12.3%(361件)でした。

